

忠岡町介護用品支給事業について

概要

在宅の要介護高齢者に対する介護用品の支給に関し、高齢者福祉の増進を図るため介護用品と引き換えることができる給付券を交付します。

※原則として介護保険料に滞納している方は対象となりませんが、確実な納付が見込まれると判断される場合は、対象となります。

内容

申請に基づき、支給の対象となる介護用品と交換できる給付券（月額 6,250 円上限）を、対象者に交付します。

給付券の利用方法

取扱業者で給付券に必要事項を記入・捺印のうえ、介護用品と交換してください。

給付券を使用できるのは、本人または家族のみとなります。

取扱業者

業者名	住 所	電 話
さくらい薬局	忠岡町忠岡東 1 - 2 1 - 2 7	3 1 - 3 1 4 1
薬泉堂	忠岡町忠岡東 1 - 1 8 - 1 9	2 2 - 5 5 0 5

支給の対象となる介護用品

- ・紙おむつ
- ・尿とりパット
- ・使い捨て手袋
- ・清拭剤
- ・ドライシャンプー

対象者

忠岡町内に居住している、次の要件をすべて満たす要介護高齢者

- ① 忠岡町に居住しており、忠岡町に住民票がある
- ② 町民税非課税世帯
- ③ 要介護状態区分が要介護 3～5
(要介護 3 の方については、認定調査票の「排尿」「排便」の項目において「介助」または「見守り等」に該当していること。)
- ④ 在宅において生活し、家族から介護を受けている方（介護保険施設等に入所されている方は対象外。1 か月をこえるショートステイも含む。)
- ⑤ 生活保護を受けていない方

申請から可否決定までの流れ

- ① 申請書等に必要事項記入のうえ、高齢介護課へ申請書類を提出。
- ② 対象者の要件を審査した後、介護用品支給の可否が決定され、通知されます。
- ③ 支給の決定後、申請月の翌月分からの給付券を交付します。また、4期に分けた3か月分ずつを送付します。

虚偽の申請その他不正な行為により支給決定を受けた場合は、支給決定を取り消すとともに当該助成金の全部又は一部に相当する金額の返還をしていただくこととなります。

支給の期間と更新

支給は申請月の翌月から始め、毎年6月で終了します。ただし、要介護状態区分が3未満となるなど、要件を満たすことができなくなった場合は、その時点で支給を終了します。

自動更新制度として、同意書（毎年6月提出）をもとに、毎年6月をもって支給の期間が終了する受給者について調査し、対象者の要件を満たしていることが確認できた場合は、7月以降も引き続き支給いたします。調査の結果につきましては、決定通知書をお送りします。

（対象外となった方には、理由を記載してお送りします。）

届出義務

以下の場合には必ず届出が必要です。

- ① 施設入所時
- ② 入院時（入院中、給付券はご使用いただけません。）
- ③ 死亡
- ④ 他市町村で居住するようになった場合
（住民票を忠岡町から他市町村へ移していない場合でも、実際に他市町村で生活している場合は受給資格がなくなりますのでご注意ください。）
- ⑤ 町民税課税世帯となったとき
- ⑥ 要介護状態区分の判定が要介護3未満とされたとき
- ⑦ 介護保険法による要介護認定の認定期間が切れているとき
（⇒①～⑦の場合は、受給資格がなくなります）
- ⑧ 住所・氏名が変わったとき
- ⑨ 介護用品の支給等を必要としなくなったとき

給付券についての注意事項

- ① 給付券は年に4回、3か月分ずつまとめて送付します。
- ② 本人及び同居のご家族の課税状況を調査した結果、町民税が課税であった場合は、受給資格がなくなります。（毎年6月に調査を行います。）
- ③ 給付券の使用は介護している家族のみとなります。
- ④ おつりは出ません。

- ⑤ 6,250 円を超えた額は自己負担となります。
- ⑥ 給付券は、他人に譲ったり、売り買いすることはできません。
- ⑦ 原則として、給付券の再交付はできません。
- ⑧ 給付券は、転出・死亡した後に使用した場合、有効期限を過ぎたものを使用した場合、入院等の期間に使用した場合は返金いただきます。

指定ごみ袋無料配布制度

忠岡町では、ごみ減量の努力をしても減量できない世帯に対し、一定枚数の一般ごみ指定袋を配布しております。詳しくは**生活環境課**にお問い合わせください。

【問い合わせ】 忠岡町 健康福祉部 高齢介護課 ☎0725-22-1122